

○中間市特産品開発等事業補助金交付要綱

令和6年9月26日告示第162号

改正

令和7年7月10日告示第138号

中間市特産品開発等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業者による特産品の開発及びこれに資する事業活動を応援するため、これらに要する経費の一部を補助する中間市特産品開発等事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲で交付することに関し、中間市補助金等の交付に関する規則（昭和40年中間市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、中間市を想起させ、かつ、第8条第1項の規定による補助金の交付申請の時点において、おおむね次に掲げる性質を有するものをいう。

- (1) 市民の日常生活での用途に限らず、又はこれを超えて、お土産や贈答に用いられ、又は用いられ得ること。
- (2) 材料、製法、成分その他の内的要因及び歴史的経緯等の外部要因により、他からの独自性を有し、又は有し得ること。
- (3) 商品としての流通が可能である質、量等が確保され、又はされ得ること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 特産品開発事業（新たな特産品の開発又は過去に開発に着手した特産品の継続的な開発を目的として実施する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 高付加価値化等事業（既存の商品に価値を付加し、若しくはその価値を高め、又は流通が可能である量を確保するための体制を構築すること（第5条第2号において「高付加価値化等」という。）により、特産品の開発に資することを目的として実施する事業をいう。以下同じ。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内に事務所又は事業所等の事業の本拠を有する者
- (2) 本市の市税の滞納がない者
- (3) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める者

ア 法人 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（以下この号において「暴力団」という。）又は暴力団若しくは同条第6号の暴力団員（イにおいて「暴力団員」という。）と密接な関係を有する者でない者

イ 個人 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

- (4) 中小企業者（資本金5,000万円未満又は従業員50人未満の会社（これと同規模の法

人を含む。)及び個人をいう。)

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

(1) 特産品開発事業 新たな特産品の開発又は過去に開発に着手した特産品の継続的な開発を目的とした経費であって、次のアからオまでに掲げるもの

ア 原材料費

イ 機械装置費

ウ 工具器具費

エ 消耗品費、印刷製本費等の需用費

オ アからエまでに掲げるもののほか、新たな特産品の開発又は過去に開発に着手した特産品の継続的な開発のために必要と市長が認める経費

(2) 高付加価値化等事業 高付加価値化等を目的とした経費であって、次のアからオまでに掲げるもの

ア 原材料費

イ 機械装置費

ウ 工具器具費

エ 消耗品費、印刷製本費等の需用費

オ アからエまでに掲げるもののほか、高付加価値化等のために必要と市長が認める経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特産品開発事業 補助対象経費の額(国、県その他の団体から特産品開発事業の補助対象経費に対する補助その他の援助がある場合にあっては、当該補助対象経費の額から当該補助その他の援助の額を減じた額)に4分の3を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし、1,000万円を上限とする。

(2) 高付加価値化等事業 補助対象経費の額(国、県その他の団体から高付加価値化等事業の補助対象経費に対する補助その他の援助がある場合にあっては、当該補助対象経費の額から当該補助その他の援助の額を減じた額)に3分の2を乗じて得た額から1,000円未満の端数を切り捨てた額。ただし、100万円を上限とする。

2 前項各号の規定にかかわらず、それぞれ当該各号の規定により算出した額が20万円に満たないときは、補助金の交付を受けることができない。

(周知等)

第7条 市長は、補助金の予算額(補助対象事業の区分ごとの内訳を含む。)その他の補助金の概要並びに補助金の交付申請の受付開始日及び期限日をあらかじめ周知するものとする。

2 前項の補助金の交付申請の受付開始日及び期限日は、別に定める。

(交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、中間市特産品開発等事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類にあっては補助対象者が法人である場合に、第6号に掲げる書類にあっては当該書類がある場合に限るものとする。

（1） 次のア又はイに掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 特産品開発事業 特産品開発事業実施計画書（別記第2号様式）

イ 高付加価値化等事業 高付加価値化等事業実施計画書（別記第3号様式）

（2） 中間市特産品開発等事業補助金収支予算書（別記第4号様式）

（3） 同意書兼誓約書（別記第5号様式）

（4） 本市の市税の滞納がない証明書

（5） 役員名簿その他これに類するもの

（6） パンフレット等の補助対象事業の概要が分かる資料

（7） 見積書その他の補助対象経費の額が分かる書類

（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 前項の規定による申請は、一の年度ごとに、補助対象事業につき一の申請に限り、これを行うことができる。

（交付申請の評価）

第9条 市長は、第7条第2項に規定する交付申請の期限日を経過したときは、同日までにあった前条第1項の規定による申請の内容について、次に掲げる者のうちから適当と認めるものに評価を求めるものとする。

（1） 中間市建設産業部長

（2） 中間市建設産業部商工観光課長

（3） 商工業又は観光の振興に関し、専門的な知識を有する者

2 評価者（前項の規定による求めに応じた者をいう。次項において同じ。）は、おおむね8人以内とする。

3 市長は、第1項の規定により評価を求めるに当たっては、多様な視点での評価を目的として、多様な者が評価者となるよう、性別、年齢、専門、経験その他の属性について配慮しなければならない。ただし、同項に規定する申請の申請者並びに申請者の役員及び利害関係人に対し、同項の規定による求めを行ってはならない。

4 前3項に定めるもののほか、評価の基準その他の評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（交付又は不交付の決定）

第10条 市長は、前条第1項の規定により交付申請の内容を評価させたときは、その結果を参考にして、補助金の交付又は不交付を決定し、中間市特産品開発等事業補助金（交付・不交付）決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 前条の規定により補助金の交付を決定する場合において、当該決定が特産品開発事業に係るものであるときは、当該決定を受けた日が属する年度の2月末日を基準として市

長が別に定める期限までに特産品を完成させる旨の条件を付するものとする。

(補助事業の変更等)

第12条 補助金の交付決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の対象である事業（以下「補助事業」という。）を変更し、又は中止しようとするときは、中間市特産品開発等事業補助金（変更・中止）承認申請書（別記第7号様式）に当該変更又は中止の内容等を示す書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助事業を変更する場合において、補助対象経費の額の変更（補助金の額に変更が生じないものに限る。）等当該変更が軽微なものと市長が認めるときは、提出することを要しない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該補助事業の変更又は中止の承認の可否を決定し、中間市特産品開発等事業補助金（変更・中止）（承認・不承認）通知書（別記第8号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第13条 補助事業者は、補助事業の実績を報告し、及び補助金の交付を請求するときは、当該補助金の交付決定を受けた日が属する年度の2月末日までに、中間市特産品開発等事業補助金実績報告書兼請求書（別記第9号様式）に次に掲げる書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 中間市特産品開発等事業補助金収支決算書（別記第10号様式）

(2) 次のア又はイに掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 特産品開発事業 特産品開発事業成果報告書（別記第11号様式）

イ 高付加価値化等事業 高付加価値化等事業成果報告書（別記第12号様式）

(3) 領収証その他の補助対象経費に係る支出を証明する書類の写し

(4) 機械装置、工具器具等の写真等の書類又は成果品その他の当該補助事業の成果を示すもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(額の確定及び交付)

第14条 市長は、前条の規定による報告及び請求があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合すると認めるときは、補助金の額を確定した上で当該額の交付を決定し、中間市特産品開発等事業補助金額確定通知書兼交付通知書（別記第13号様式）により当該補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査及び調査の結果、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容と適合しないと認めるときは、補助金を交付しない旨を決定し、その理由を付して、書面により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助

金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第4条に規定する補助対象者の要件に該当しないことが明らかになったときその他この要綱の規定に反したとき。
- (3) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、書面により当該者に通知するものとする。

(財産の処分等の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円未満のものを除く。）を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業が完了した年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数若しくは製造物責任法（平成6年法律第85号）第2条第3項に規定する当該財産の製造業者等が公表する耐久年数のうちいずれか早い方の年数を経過した場合又は10年を経過した場合は、この限りでない。

(書類の整備及び保存)

第17条 補助事業者は、補助金の使途に関する領収書その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。